

資料編

I 東日本大震災の概要

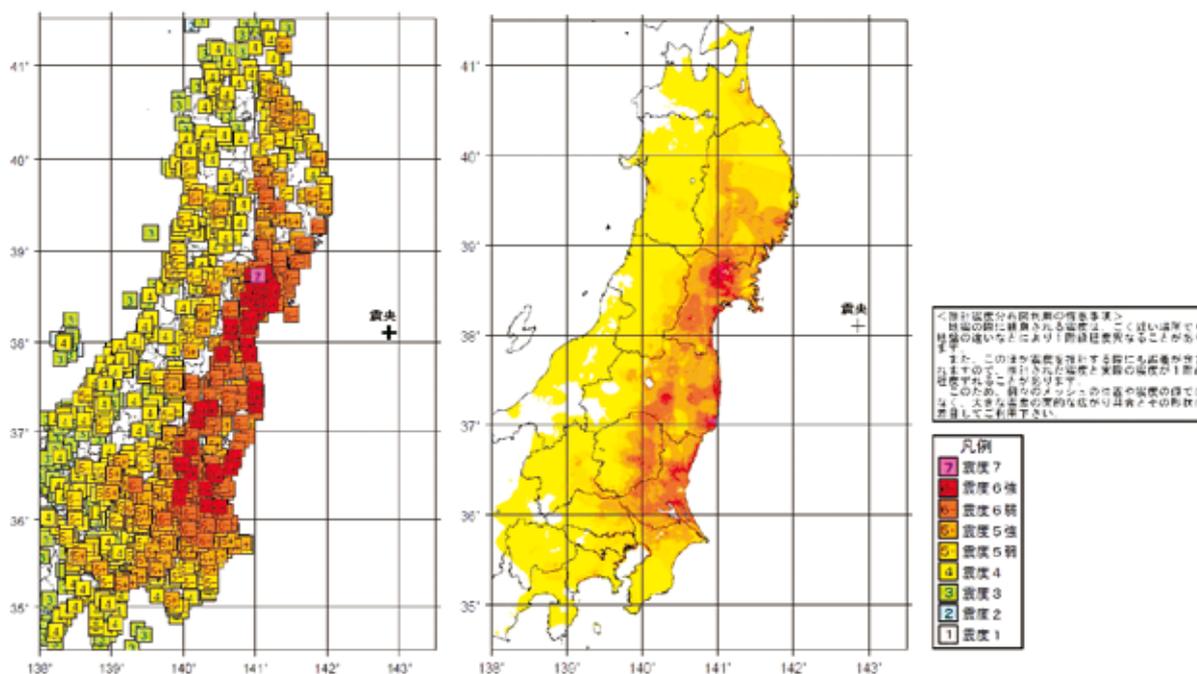
1 地震・津波の概要

(1) 地震・津波災害

① 東北地方太平洋沖地震の概要

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模となる平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震が発生し、宮城県栗原市において震度7を観測するなど、東日本各地で激しい揺れを観測した。県内では、ほぼ全域で震度4以上の揺れがあり、上山市、尾花沢市、米沢市及び中山町の3市1町で震度5強を観測した。また、この地震により生じた高い津波は、東北地方の太平洋沿岸を始めとする各地を襲うとともに、福島第一原子力発電所における事故等を引き起こした。政府は、この地震によってもたらされた災害を「東日本大震災」と命名した。

○ 東北地方太平洋沖地震の震度分布図



出典：気象庁

○ 東北地方太平洋沖地震の規模等

発生日時	平成23年3月11日（金）14時46分
震央地名	三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）
震源の深さ	24km
規模	マグニチュード9.0

○ 各地の震度（震度6強以上）

震度7	宮城県：栗原市
震度6強	宮城県：涌谷町、登米市、美里町、大崎市、名取市、蔵王町、川崎町、山元町、仙台市、石巻市、塩竈市、東松島市、大衡村 福島県：白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町 茨城県：日立市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、鉾田市、小美玉市 栃木県：大田原市、宇都宮市、真岡市、市貝町、高根沢町
震度6弱	岩手県：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市、藤沢町 宮城県：気仙沼市、南三陸町、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町 福島県：福島市、郡山市、二本松市、桑折町、川俣町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、小野町、田村市、伊達市、本宮市、いわき市、相馬市、広野町、川内村、飯舘村、南相馬市、猪苗代町 茨城県：水戸市、土浦市、石岡市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、美浦村 栃木県：那須町、那須塩原市、芳賀町、那須烏山市、那珂川町 群馬県：桐生市 埼玉県：宮代町 千葉県：成田市、印西市

注) 本県の最大震度は5強

○ 津波の発生状況

○ 3月11日14時49分 津波警報（大津波）発表
○ 3月13日17時58分、全ての津波注意報が解除 （津波警報（大津波）が発表された津波予報区）
・ 岩手県、宮城県、福島県（以上14：49発表）
・ 青森県太平洋沿岸、茨城県、千葉県九十九里・外房（以上15：14発表）
・ 伊豆諸島、北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸西部（以上15：30発表）
・ 青森県日本海沿岸、千葉県内房、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、和歌山県、徳島県（以上16：08発表）
・ 高知県（以上22：53発表）
○ 主な検潮所で観測した津波の観測値（6月10日21時00分現在）
・ 相馬 最大波 3月11日 15時51分 9.3m以上 ※
・ 石巻市鮎川 最大波 3月11日 15時26分 8.6m以上 ※
・ 宮古 最大波 3月11日 15時26分 8.5m以上 ※
・ 大船渡 最大波 3月11日 15時18分 8.0m以上 ※
・ 八戸 最大波 3月11日 16時57分 4.2m以上 ※
・ 釜石 最大波 3月11日 15時21分 4.2m以上 ※
・ 大洗 最大波 3月11日 16時52分 4.0m
・ えりも町庶野 最大波 3月11日 15時44分 3.5m

※観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある。（気象庁）

② 被害の状況

○ 人的被害

東日本大震災では、地震による激しい揺れに加えて、地震発生直後から各地の沿岸に到達した大規模な津波により、甚大な被害が発生した。この津波は、東北地方太平洋沿岸部においては、高さが9メートル以上にもなり、川を遡上するなどして広範囲に及んだ。東日本大震災による全国の死者は19,074人、行方不明者は2,633人、負傷者は6,219人に上った（平成26年9月1日現在 消防庁取りまとめ）が、死者の90%以上の死因は溺死となっている（警察庁発表資料 平成23年4月11日現在）。

○ 物的被害

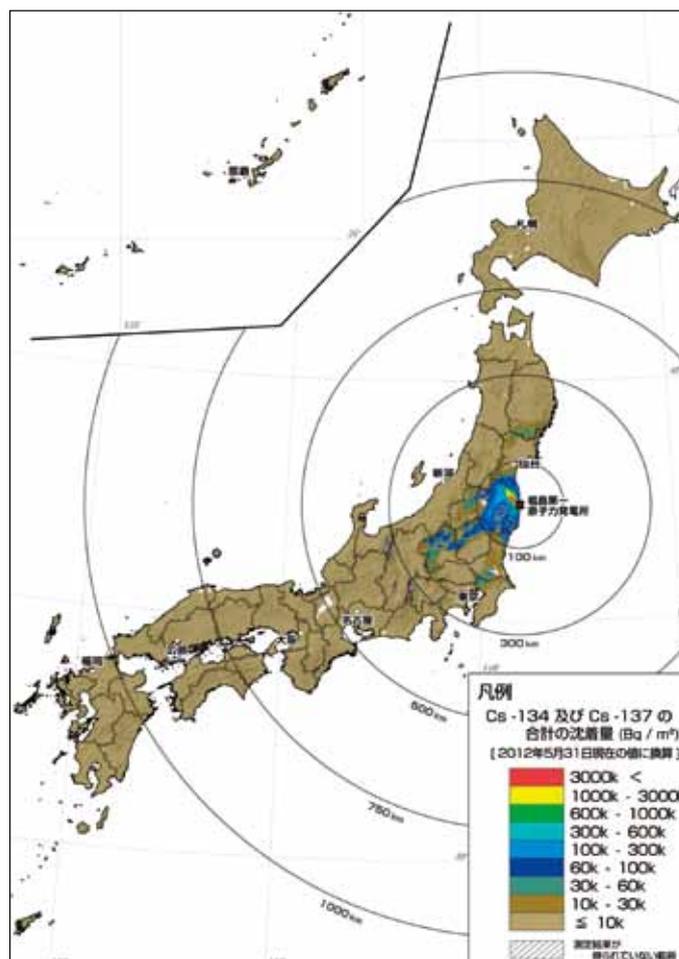
東日本大震災における建物被害は、全壊127,361戸、半壊273,268戸、一部破損762,277棟、床上浸水3,352戸、床下浸水10,217戸に上り（平成26年9月1日現在）、さらに、多数の道路損壊、橋梁被害、堤防決壊等が生じているが、その多くが津波によるものと考えられている。特に沿岸部においては、住宅街が津波に飲み込まれ、壊滅的な被害が生じただけでなく、農地が海水に浸かり、港湾設備や船舶が流失するなど、農業や漁業等の産業基盤が大打撃を受けたほか、広範囲に及ぶ浸水により、地方自治体等の行政機関や、医療機関等の生活インフラを含めた社会基盤全体に甚大な被害をもたらした。

(2) 福島第一原子力発電所事故の概要

東北地方太平洋沖地震とそれにより発生した津波により、福島第一及び第二原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項第2号の規定に該当する非常用炉心冷却装置注水不能等の事象が発生した。これを受け、政府は原子力緊急事態宣言を発し、避難等の指示や警戒区域等の設定が発令されることとなった。

3月11日21時23分には、内閣総理大臣から、福島第一原子力発電所から半径3キロメートル圏内の避難及び半径3～10キロメートル圏内の住民の屋内待避を求める避難指示が出された。その後、避難区域は拡大し、3月15日までに福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の避難及び半径20～30キロメートル圏内の屋内避難が指示された。4月22日には、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内が立ち入りを規制される警戒区域に、警戒区域の周辺に位置する地域は計画的避難区域及び緊急時避難準備区域にそれぞれ設定された。

○ 放射性セシウム134・137の沈着量



出典：広域環境モニタリングのための航空機を用いた放射性物質拡散状況調査報告書
平成24年6月 独立行政法人 日本原子力研究開発機構

2 山形県内の被害等

(1) 観測された震度等

本県は、3月11日の本震で震度5強、4月7日の最大余震で震度5弱を観測した。

① 本震

- ・発生日時：平成23年3月11日 14時46分
- ・震源：三陸沖 牡鹿半島の東南東130km付近 震源の深さ24km
- ・規模：マグニチュード9.0

○ 本震の県内の震度等

震度5強	上山市、尾花沢市、中山町、米沢市（4市町）
震度5弱	村山市、天童市、東根市、山辺町、河北町、大石田町、新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、南陽市、高島町、川西町、白鷹町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町（20市町村）
震度4	山形市、寒河江市、西川町、朝日町、大江町、金山町、真室川町、鮭川村、長井市、小国町、飯豊町（11市町村）
県内の津波	津波注意報 3月11日16時08分発表（最大波 3月12日0時55分 40cm） 3月12日13時50分解除



(写真提供：山形新聞)

【避難所となった体育館（山形市）】

② 最大余震

- ・発生日時：平成23年4月7日 23時32分
- ・震源：宮城県沖 牡鹿半島の東40km付近 震源の深さ66km
- ・規模：マグニチュード7.2

○ 最大余震の県内の震度

震度5弱	中山町、河北町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町、新庄市、最上町、舟形町、大蔵村（10市町村）
震度4	山形市、寒河江市、上山市、天童市、山辺町、西川町、朝日町、大江町、金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村、米沢市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町（24市町村）
震度3	長井市（1市）

(2) 人的被害（平成27年3月1日現在）

県内では、津波による被害は発生しなかったが、4月7日の余震も合わせて、死者3名、負傷者45名の人的被害が生じた。

○ 県内の人的被害

死 亡 者	3名（山形市1名、尾花沢市1名、長井市1名）
重 傷 者	10名（山形市2名、など7市町）
軽 傷 者	35名（山形市など10市町）

(3) 建物被害（平成27年3月1日現在）

県内では、住家の半壊が14棟、一部破損1,249棟、非住家の被害は132棟となった。

○ 県内の建物被害

住 家	半壊14棟、一部損壊1,249棟（山形市など18市町村）
非 住 家	132棟（全半壊）（寒河江市など16市町村）

(4) 教育施設被害

被害のあった学校	小学校31校、中学校17校、高校28校（県立27校、市立1校）、特別支援学校6
主な被害	壁等の亀裂及び天井、窓ガラス等の一部破損

○ 市町村別人的被害及び住家被害

市町村	人 的 被 害						住 家 被 害					非住家被害	
	死者 人	行方 不明 人	負 傷 者			全壊 棟	半壊 棟	一部 破損 棟	床上 浸水 棟	床下 浸水 棟	公共 建物 棟	その他 棟	
			重傷 人	軽傷 人	程度不明 人								
山形市	1		17	2	15		5	812					
米沢市								6			6	18	
新庄市			9	2	7			9					
寒河江市								8				2	
上山市			5	2	3			18				6	
村山市								45				2	
長井市	1							14				1	
天童市			2	1	1								
東根市												5	
尾花沢市	1		4	1	3		1	171				3	
南陽市			1	1			1	12					
山辺町							2	34				11	
中山町			1		1		4	62				33	
河北町			2	1	1								
朝日町												1	
大石田町			1		1			28				2	
金山町			2		2								
最上町								4				1	
舟形町								3			2		
大蔵村								1				1	
戸沢村								3					
高畠町								15				27	
川西町			1		1		1	4				11	
小計	3		45	10	35		14	1,249			8	124	

出典：平成27年3月1日 消防庁

(5) ライフライン等被害

① 停 電

区 分	平成23年3月11日 本震	平成23年4月7日 余震
戸 数	約53万戸	約58万戸
復 旧	3月12日21時13分全域復旧	4月8日10時14分全域復旧

② 水道

県内の水道については、停電による水道設備の停止等により、21市町村9,682戸で断水が発生した。給水車等による給水対応を行いながら復旧を進め、3月末までに20市町村9,678戸は復旧した。残る1町（4戸）についても、仮設配管や仮設浄水装置など給水再開に向けた作業を進め、6月3日に復旧した。

○ 断水被害と復旧の状況

地域	市町村、断水戸数（戸）	断水状況（平成23年）	
		開始日時	終了日時
村山	①山形市（1,450）	3/11 15:00	3/14 13:00
	②中山町（12）	3/11 17:00	3/12 0:20
	③上山市（30）	3/11 14:46	3/12 18:30
	④山辺町（6）	3/12 9:00	3/12 13:00
	⑤西川町（4）	3/11 15:00	6/3 15:00
	⑥朝日町（100）	3/11 17:00	3/12 19:00
	⑦大江町（5）	3/12 16:00	3/13 16:00
	⑧村山市（110）	3/13 10:00	3/14 17:00
	⑨大石田町（2,300）	3/12 3:00	3/14 20:00
	⑩尾花沢市（3,500）	3/12 3:00	3/15 18:30
	⑪東根市（140）	3/12 9:00	3/25 10:00
最上	①大蔵村（380）	3/12 8:45	3/12 16:30
	②鮭川村（233）	3/11 15:00	3/12 19:00
	③舟形町（29）	3/12 18:00	3/13 17:30
	④最上町（200）	3/12 16:20	3/16 14:45
置賜	①高島町（392）	3/12 0:00	3/12 20:30
	②米沢市（21）	3/11 18:00	3/11 22:00
	③川西町（10）	3/11 16:00	3/12 17:25
	④南陽市（110）	3/12 14:00	3/13 12:00
庄内	①酒田市（504）	3/12 13:00	3/12 15:55
	②遊佐町（146）	3/11 17:00	3/11 22:30
計 9,682戸			

○ 地震による市町への給水停止

水道事業	市町名
置賜広域水道	なし
村山広域水道	上山市・大江町・朝日町・寒河江市
最上広域水道	新庄市
庄内（南部）広域水道	なし
庄内（北部）広域水道	酒田市・旧松山町・旧平田町

○ 被災した設備

水道事業	被災した設備（故障台数／設備全数）
村山広域水道	松原ポンプ場 送水ポンプ（2／3）
庄内広域水道	南部 送水管理設部歩道等陥没 2か所 北部 送水管理設部歩道陥没 1か所

③ 道 路

県内の道路では、高速道路4区間が安全確認のため、直轄国道1区間（国道112号）が路面隆起のため、県管理道路では1区間（一般県道天童河北線）が橋梁のつなぎ部が開いたため、10区間が停電によるアンダーパス部の排水ポンプ停止や踏み切り異常のため、通行止めとなった。

県管理道路のうち10区間については3月12日までに通行可能となり、橋梁被害により通行止めとなっていた一般県道天童河北線についても、5月27日までには通行可能となった。

道路における被害は、舗装面の軽微な段差やクラックの発生によるものであり、大きな被害は見られなかった。また、橋梁についても耐震補強の効果もあり、大きな被害は見られなかった。

○ 県内の道路施設被害による通行止箇所

管理者	被害道路名	箇所名	被害内容
国交省	一般国道112号	中山町長崎地内	新堀川橋つなぎ部隆起
山形県	一般県道天童河北線	天童市大町地内	乱川橋つなぎ部亀裂
山形県	一般国道344号等 10区間	真室川町大字新町地内 等	宮町アンダーパス冠水等 10区間



【一般県道天童河北線乱川橋の被災状況（つなぎ部損傷）】



【一般県道天童河北線乱川橋の被災状況（橋面波打ち）】



【一般国道344号宮町アンダーパス（路面冠水）】



【一般県道曲川新庄線桧町アンダーパス（路面冠水）】

④ 鉄 道

山形新幹線は、福島～米沢間で線路に損傷があったことから復旧に時間を要し、3月31日に福島～新庄間の一部列車で運転を再開した。東京～山形・新庄間の全線で運転が再開されたのは4月12日からであったが、7月9日の通常ダイヤによる運転再開までは、所要時間が20分程度多くかかるとともに、通常より少ない本数での運転となった。

羽越本線、白新線は、被害が軽微であったことから、3月12日から新潟～酒田間で一部の列車の運転が再開され、3月14日からは、新潟～秋田間で通常運転となった。

奥羽本線（各駅停車）は、震災後順次復旧が進められ、米沢～山形間が3月20日、山形～新庄間が3月23日、新庄以北が3月27日から、それぞれ運転再開され、3月31日より通常運転となった。

山形鉄道フラワー長井線は、線路や設備に大きな被害が発生しなかったため、途中の今泉駅で接続するJR米坂線の運転再開と同日の3月20日に、運転を再開した。しかし、燃料不足により、3月30日までは1日5往復の暫定ダイヤによる運転となった。

震災による被害が比較的軽微であった米坂線は3月20日に運転を再開した。その他の線区についても復旧作業が終了次第、順次運転を再開し、仙山線の山寺以东を除く県内の全線において、4月1日までは運転が再開された。

なお、宮城県内で路盤が流出する大きな被害が発生した仙山線は、全線復旧が4月23日までずれこんだ。

○ JR各線の運行状況一覧表

管内鉄道の東日本大震災による影響																		
月 日	山形新幹線			奥羽本線				羽越本線		仙山線		米坂線		陸羽西線	陸羽東線	左沢線	777-長井線	
	福島 ～ 新庄	山形 ～ 新庄	東京 ～ 福島	福島 ～ 米沢	米沢 ～ 山形	山形 ～ 新庄	新庄 ～ 院内	新潟 ～ 酒田	酒田 ～ 秋田	山形 ～ 山寺	山寺 ～ 愛子	愛子 ～ 仙台	坂町 ～ 小国	小国 ～ 米沢	新庄 ～ 余目	新庄 ～ 鳴子	山形 ～ 左沢	赤湯 ～ 荒砥
3月11日								運休										
3月12日								一部運転	運休									
3月13日					運休								上下1往復	運休				運休
3月14日																		
3月19日																		
3月20日	運休	運休																
3月22日																		
3月23日					上下13往復													上下5往復
3月26日						上下14往復												
3月27日																		
3月30日								通常運転	通常運転									
3月31日																		
4月1日			運休															
4月2日	7往復	3往復																
4月3日					通常運転	通常運転	通常運転			9往復	運休				朝1往復 夕1往復		山形寒河 江5往復 寒河江左 沢4往復	通常運転
4月4日															通常ダイヤ	通常ダイヤ	通常ダイヤ	
4月7日												1～4/時 間あたり	通常運転					
4月8日								運休	運休				一部運転見合		運休		運休	運休
4月9日	運休	運休																
4月10日					通常運転										通常 運転			通常運転
4月11日 (余震前)	再開	再開				通常運転	通常運転								運 転 再 開			
4月11日 (余震後)	運休	一部運転				一部減速 運転	一部減速 運転	一部減速 運転								運休		一部 運 転 見 合
4月12日																		
4月13日																		
4月14日																		
4月15日			暫定ダイヤ (9往復)							9往復								
4月16日																		
4月22日																		
4月23日																		
4月24日																		
4月25日																		
5月																		
7月9日																		

⑤ 航空

山形空港では、3月12日はJALが通常どおりの運航に加えて、臨時便として大阪便を運航させ、被災者等の移動手段を確保した。13日以降、山形空港は首都圏、関西地区をはじめとする全国各地へ移動するための重要な移動拠点として認知され、多数の利用者が集中し、満席となる便が続出したことから、東京臨時便（JAL）、伊丹臨時便（JAL、ANA）、札幌臨時便（JAL、AIRDO）、中部臨時便（ANA）が続々と就航し、4月3日には1日の便数として過去最高となる1日34便が就航した。

庄内空港では、臨時便の運航は行われなかったが、3月13日から26日にかけて、一部定期便の機材大型化（B737、A320→B767）により輸送力の増強が行われた。また、27日以降は、羽田便の増便（1日4便→5便）により輸送力の増強が図られた。

○ 東日本大震災発生後の山形空港発着便の運行便数の推移



⑥ 都市間高速バス

山形・仙台線は、震災発生当日は、発生時点で運行中だったバスを除き、全便が運休したが、国道286号線の通行が可能であることが確認された震災翌日の3月12日には、国道286号線を迂回するルートで運転が再開された。

なお、運行本数は、運転再開日の12日には1日4.5往復、13日は13往復（いずれも山交バスの本数）と、徐々に運行本数を復元し、28日以降は、概ね通常の運行に戻った。

山形～鶴岡・酒田線は、震災発生当日は、発生時点で運行中だったバスを除き全便が運休し、翌日も1往復の運行に留まったが、13日からは通常ダイヤによる運転が再開された。

山形・新潟線は、震災発生当日は、発生以後に予定されていた1往復が運休したものの、12日には、運転が再開された。

県内各地と仙台市を結ぶ都市間高速バスは、震災発生当日、発生時点で運行中だったバスを除き全便が運休し、翌日以降も需要の極端に高まった山形・仙台線等へ車両を集中させたことから、全便又は一部の便で運休が続いたが、その後徐々に運行回数を復元し、4月1日からは、概ね通常の運行に戻った。

また、山形市、新庄市、酒田市からは東京、大阪（山形市のみ）との間で夜行バスが運行されているが、これらの路線も、震災当日は全便が運休したものの、翌日以降は東北自動車道経由から関越自動車道経由への経路変更等により徐々に運行を再開し、24日からは、通常の運行に戻った。

○ 震災後の都市間高速バスの運行便数、使用車両台数

《震災後の路線毎車両数・人員》

	【山形-仙台線】				【山形-鶴岡・酒田線】				【山形-新潟線】				【仙台-酒田・羽後本荘線】								
	山交バス		宮城交通		山交バス		庄内交通		山交バス		新潟交通		庄内交通		山交バス		宮城交通		羽後交通		
	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	便数	車両数	
3月12日	土	9	12	不明	不明	2	2	0	0	6	8	不明	不明								
3月13日	日	26	41	不明	不明	6	13	12	20	4	12	不明	不明								
3月14日	月	34	42	不明	不明	6	27	12	29	4	12	不明	不明								
3月15日	火	34	45	不明	不明	6	24	12	38	2	10	不明	不明								
3月16日	水	34	43	不明	不明	6	23	12	37	2	10	不明	不明								
3月17日	木	34	48	不明	不明	6	17	12	26	2	6	不明	不明								
3月18日	金	34	54	不明	不明	6	13	12	21	2	6	不明	不明								
3月19日	土	66	78	不明	不明	6	12	12	20	2	6	不明	不明	運休	運休						
3月20日	日	66	66	不明	不明	6	8	12	19	2	6	不明	不明								
3月21日	月	66	77	不明	不明	6	10	12	20	2	6	不明	不明								
3月22日	火	66	73	61	不明	6	6	12	13	2	2	不明	不明								
3月23日	水	66	69	61	不明	6	6	12	14	2	4	不明	不明								
3月24日	木	66	72	61	不明	6	6	12	14	2	4	不明	不明								
3月25日	金	66	72	62	不明	6	6	12	12	2	4	不明	不明								
3月26日	土	66	77	62	不明	6	9	12	12	2	2	不明	不明								
3月27日	日	66	68	62	不明	6	6	12	14	2	2	不明	不明								
3月28日	月	76	77	73	不明	6	6	12	12	2	2	不明	不明	10	10			8	不明	2	不明
3月29日	火	76	76	73	不明	6	6	12	12	2	2	不明	不明	10	10			8	不明	2	不明
3月30日	水	76	76	73	不明	6	6	12	12	2	2	不明	不明	10	10			8	不明	2	不明
3月31日	木	76	76	73	不明	6	6	12	12	2	2	不明	不明	10	10			8	不明	2	不明
運行車両数	計		1,249		不明		212		357		108		不明		40		0		不明		不明
輸送人員	計	40,483			不明	8,164		11,503		3,867		不明		478		0		不明		不明	不明
平均乗客数/両		32.4				38.5		32.2		35.8				12.0		0.0					

- ※1 車両数は、片道運行で1両、同一車両による往復運行の場合は2両と計数
- ※2 輸送人員は、3/12～3/31間の上記系統における輸送人員
- ※3 水色着色部分は、平常ダイヤ及び車両数(1便当たり1両運行)による運行日
- ※4 上記以外に、【山形-仙台線】は宮城交通、【山形-新潟線】は新潟交通、【仙台-酒田・羽後本荘線】は宮城交通及び羽後交通が運行
- ※5 平均乗客数は、山交バス・庄内交通の報告値(車両数・人員)から、県が除算により算出したもの

⑦ 路線バス

県内の路線バスについては、震災発生時の被害はなく、その後も、引き続き通常の運行を継続し、特に混乱が生じることはなかった。

しかし、その後発生した燃料の供給不足により、一時運行継続が危ぶまれる状況に陥ったが、経済産業省からの優先供給や運行事業者の自助努力による燃料確保により、運休となる事態は回避された。

⑧ その他被害 (工業用水)

○ 地震による受水企業への給水停止

工水事業	幹線名 (給水停止企業/受水企業)
酒田工業用水道	川南系 (5/5)・大浜北港系 (19/19)
八幡原工業用水道	なし
福田工業用水道	なし

○ 被災した設備

工水事業	被災した設備 (故障台数/設備全数)
酒田工業用水道	遊摺部浄水場 直流電源装置 (1/1) 焼損
	遊摺部浄水場 取水ポンプインバータ (1/2) 焼損
	加圧ポンプ場 圧送管に亀裂

(6) 産業被害

① 農林水産業

○ 県内の農林水産関係の被害状況

3月11日の本震や4月7日の余震等の影響で、県内23市町村において、

ア 水路の亀裂や漏水、道路の法面崩壊など農業用施設の被害や、田の法面崩壊など農地の被害（約4億8千万円）

イ 米倉庫壁面の崩壊、農作物の栽培棚等の倒壊など農業施設の被害や、牛舎の倒壊など畜産施設の被害（約6千万円）

ウ 栽培棚の倒壊等による野菜や花きなど農作物の被害や、倒壊牛舎の下敷きによる乳用牛の死亡など家畜等の被害（約7千万円）

エ 水産関係被害として、ふ化場の破損やアユ稚魚の死滅（約30万円）

が発生し、合計で約6億1千万円となった（平成23年11月2日確定）。

被害への対応は、特に被害の大きかった農地・農業用施設について、春の農作業に支障が生じないように、水路の漏水を止める、道路上の土砂を取り除くなどの応急対策を緊急に実施したほか、災害復旧事業による復旧工事を実施した。

農作物被害の状況

（平成23年11月2日確定）

被害種別	被害数量	被害額(千円)	内 訳	被害発生地域
農作物等	0.87 ha	70,487		
野菜	0.27 ha	32,612	いちご、マッシュルーム、しいたけ	舟形町、最上町
花き	0.60 ha	31,340	バラ	山形市、中山町
家畜等	16 箇所	6,535	乳用牛(成牛)、肥育豚(枝肉)、生乳	山形市、新庄市、金山町、最上町、庄内町
施設	22 箇所(棟)	57,580		
農業施設	18 箇所(棟)	47,880	米倉庫、作業小屋、野菜・花き栽培台、きのこ栽培棚等	山形市、中山町、大石田町、舟形町、最上町、高島町、川西町
畜産施設	4 箇所(棟)	9,700	牛舎等	山形市、尾花沢市、川西町
農地・農業用施設	239 箇所	482,130		
農地	102 箇所	39,250	畦畔、田、畑	尾花沢市、新庄市、舟形町、天蔵村、鮭川村
農業用施設	135 箇所	421,880	ため池、水路、揚水機、道路	山形市、上山市、中山町、河北町、村山市、東根市、尾花沢市、新庄市、舟形町、大蔵村、鮭川村、南陽市、高島町、飯豊町、鶴岡市、酒田市、遊佐町
農村生活環境施設	2 箇所	21,000	集落排水施設、農村公園施設	中山町、舟形町
水産関係	2 箇所	310		
水産業施設等	1 箇所	189	ふ化場	大江町
水産物等	1 箇所	121	アユ稚魚	河北町
計		610,507		23市町村

○ 震災直後の主な影響

震災直後からの停電により、ハウスで加温栽培を行っているさくらんぼやぶどう等の果樹、バラやアルストロメリアなどの花きで暖房ができない状態となったものの、購入やリースによる発電機の稼働により、家庭用のファンヒーター等を使用するなど、栽培農家の懸命の努力でハウス内の温度が確保されたことなどから、生育に大きな影響はみられなかった。

震災直後から園芸ハウスなど施設栽培の加温用のA重油の不足が続き、温度管理等により使用量の削減に努めていたが、燃油の調達が進められたことから、3月下旬から徐々に供給が改善された。

家畜用飼料については、県内向けに供給していた製造工場が被災したため、震災直後から、流通量の不足が続き、家畜の飼養への影響が懸念された。そのため、各飼料販売業者がそれぞれ、被災地以外（九州地方、北海道、茨城県、愛知県等）の工場からの調達を進めた結果、5月から6月にかけて流通量が回復した。

福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、各国・地域は、日本の農畜産物や食品等に対し、輸入停止や放射能基準に適合することの証明書を求めるなどの規制措置をとっており、県産農産物等の輸出にあたり、県で証明書の発行等を行った。

東北電力の火力発電所の被災、原子力発電所の運転停止、さらに、新潟・福島豪雨による水力発電所の被災の影響で、夏期の電力不足による不測の停電や計画停電が懸念されたことから、県では「農畜産業緊急節電対策事業」を実施し、節電に取り組む生産者に対する自家発電装置の賃貸料金等の支援を行った。

② 製造業

○ 震災直後：平成23年3～6月

震災直後、本県では製造業で過去最大級の生産の落ち込み（鉱工業生産指数102.5→85.9、▲17.2）となった。要因としては、サプライチェーンの寸断による原材料・部材調達の障害やメーカーの生産停止による出荷の停滞などが大きかった。

半導体関連企業では、4月7日の地震に伴う停電により、クリーンルームが使用できなくなるなどにより、復旧が遅れたところもある。また、放射線測定のための経費負担が生じた企業もあった。

生産の落ち込みは急激であったが、回復も早期で、6月には震災前の水準まで回復した。

○ 回復期：平成23年7月～平成24年3月

夏場には、自動車関連などで、生産を挽回するためフル操業となった企業も多かったが、電力需要抑制への対応のため、土日への操業シフトなど、企業では多大な負担があった。

震災直後に原材料の不足により対応できなかった取引が戻ってこないなど、個々には影響が残るケースがしばらくの間見られた。

震災の影響から回復傾向を辿るものの、円高や欧州の政府債務危機、タイの洪水の影響などにより、業種・企業ごとにばらつきが見られた。

③ 観光業

○ 震災後1年：平成23年3月～平成24年3月

旅館については、3～4月は震災前に入っていた予約の大半がキャンセルとなり、福島第一原子力発電所事故の風評被害により、5月以降も来客数は伸び悩んだ。GW期間は、曜日の配列もよく前年比で微増となり、震災前の水準に回復した。ただし、首都圏からの来客は依然として少なく、直前予約が多い状況となった。

ビジネスホテルについては、オフピーク月である4月も宿泊者数が減少することなく、その後も前年を上回って推移した。

平成23年度の県内観光入込数は10.2% (4,035千人)減となった。さくらんぼ観光果樹園への入込数は、前年比37.4%減と、大きく減少した。

外国人旅行者の県内観光入込数については、平成23年(1~12月)の実績は、前年比51.6% (43,161人)減となったほか、台湾から本県へのチャーター便も10便がキャンセルとなった。

平成23年度の教育旅行については、被災地の代替地として本県が旅行先として選定される例も多かったが、蔵王温泉のスキー場への修学旅行のキャンセルは、20校、延べ16,420泊となり、周辺地域では大きな影響となった。

県内の温泉では、震災後に自噴の停止や水位の低下及び停電によるポンプ故障等の被害が13件発生したが、いずれの温泉も水位の自然回復や新規掘削及びポンプ設置等により復旧し、営業を再開した。

○ 1年経過後：平成24年4~12月

外国人観光客及び首都圏以西からの来客は依然回復しないものの、近隣県からの来客や個人客の増により、ようやく震災前の水準に戻りつつある。

平成24年度のさくらんぼ観光果樹園の入込みは、平成23年度比では3割増であるが、平成22年度比では2割減となっており、震災前の水準まで回復するには至らなかった。

紅葉の時期は、時期の遅れはあったものの、全体として概ね前年並みとなった。

年末年始の状況では、「2割減」から「1割増」とばらつきがあるが、概ね例年並みとなっており、震災の影響からは、ほぼ回復している。ただ、インバウンドと関東以西からの来客は、震災前の水準までの回復には至っていない状況。

一部の温泉宿泊施設や観光施設において、近県に加えて、関東圏からの団体客や、台湾を中心とした海外客の回復が見られる地域もある。

(7) 消費・流通(品薄、買いだめ)

東日本大震災では、食品等の工場や包装資材メーカー、配送センター等の被災や、停電、交通渋滞、燃料不足などの影響に伴い、商品の供給が不足し、欠品や遅配などの問題が発生した。

とりわけ、ペットボトル飲料水や即席麺、紙おむつ、乾電池など、一部の物資は生産低下や全国的な需要急増等により供給の逼迫と流通段階における混乱を引き起こし、その結果、東北地域や首都圏を中心に一定期間商品が店頭から姿を消すなど、消費者の不安を招いた。

本県においては、震災直後の3月は、品不足や買いだめで、品切れが続出したが、販売額(既存店)は前年比で▲1.2%にとどまった。平成23年4月~平成24年3月は、売上・客数とも震災前の水準を概ね上回っており、販売額(既存店)が8~9月以外は前年比プラスで推移した。

震災後の販売額の増加は、食料品の買いだめや、防災関連商品、節電関連商品(クールビズ、扇風機、LED電球等)、地デジ化(平成23年7月24日)前の液晶テレビの駆け込み需要等が重なったことなどによるものと考えられる。また、他県からの避難者の増加や、買い物客の増加が一定程度消費活動を押し上げたと考えられる。

飲食店については、震災直後から夏頃まで自粛による宴会等の中止が続き、大きく落ち込んだ。

■ お客様の需要と商品供給の対応状況(3/28~4/3集計、全店ベース)

商品分類	お客様需要額(*1) の通常時 対比増減	実際の供給額(*2) の災害前 対比増減	商品分類	お客様需要額(*1) の通常時 対比増減	実際の供給額(*2) の災害前 対比増減
飲料水大型	800%	200%	乾電池	350%	80%
米	70%	60%	懐中電灯	300%	200%
カップ ラーメン	80%	80%	カセットコ ンロ	600%	600%
ヨーグル ト	200%	80%	子ども用 紙おむつ	120%	90%
牛乳	200%	200%	トイレッ トペーパー	90%	110%

(*1) 各店舗が発注を行った金額

(出所) イトーヨーカ堂公表資料より 6

(*2) 実際に店頭で販売された金額

Ⅱ 震災後の県の対応経過（県政記録広報誌より）

○平成23年

3月

- 11日
 - ・午後2時46分頃三陸沖を震源とするM9.0の巨大地震が発生。県内において震度5強を観測
 - ・県災害対策連絡会議を設置（13日：県災害対策本部に移行）
 - ・県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の招集（13日：県災害ボランティア支援本部に移行）
- 12日
 - ・山形空港を東北地方と東京・大阪方面等を結ぶ交通拠点及び、防災ヘリや自衛隊機等の救援活動拠点として利用。24時間の運用開始（～4月7日）
 - ・消防庁の要請により、山形県消防防災航空隊を緊急消防援助隊として宮城県へ派遣（～5月25日）
 - ・宮城県からの要請により、職員が食料等の救援物資を輸送
 - ・震災発生直後から約31時間後の21時13分、県全域の停電が復旧
- 14日
 - ・県内各市町村に対し県外からの避難者受け入れを要請
 - ・福島第一原発からの避難指示に係る住民等の健康相談とサーベイメータによる放射線の表面線量検査を県内4保健所において実施
- 15日
 - ・県有施設において県外からの避難者受入を開始
- 16日
 - ・米沢市（置賜総合支庁屋上）における空間放射線量率の測定を開始
 - ・県災害対策本部において県内の避難所相談窓口を開設
- 17日
 - ・被災地への救援物資の供給を担うため県災害対策本部の中に広域支援対策本部を設置
- 18日
 - ・救援物資の集積配分拠点施設を県総合運動公園に開設、運用を開始
 - ・山形市（衛生研究所）の水道水の放射性物質検査を開始（毎日、～12月27日）
- 23日
 - ・吉村知事が宮城県庁を訪問。村井宮城県知事と面会し「被災者受入れ基本プログラム」を説明
- 24日
 - ・宮城県へ医療救護班を派遣（～5月31日）
 - ・米沢市の水道水の放射性物質検査を開始（週4回、～12月28日）
 - ・県産農畜産物の放射性物質検査を開始
 - ・公明党の山口那津男代表が山形市の避難所を視察
- 25日
 - ・宮城県の要請を受け、被災宅地危険度判定のため、県職員の判定士（延べ15人・日）を仙台市に派遣（～3月29日）
 - ・放射性物質による食品や飲料水への影響等の質問に24時間対応する電話相談窓口を県庁と県内4保健所に開設
- 26日
 - ・民主党の岡田克也幹事長が山形市の避難所や天童市の集積所を視察
 - ・自民党の谷垣禎一総裁が山形市と上山市の避難所を視察
- 27日
 - ・社民党の福島瑞穂党首が山形市と上山市の避難所を視察
 - ・庄内空港の東京線が期間限定で1便増の5便化（3月27日～5月31日、10月1日～29日）

- 28日 ・宮城県からの要請を受け、下水道災害復旧支援のため、土木技術職員を大河原市に派遣（～4月4日）
- 31日 ・福島県から山形県内の公的避難所に避難している人に対し、福島県災害対策本部が二次避難の説明会を開催（～4月3日）

4月

- 1日 ・平成23年度震災関連対応（「地震災害対応資金」創設、被災者受入態勢整備など）予算として、78億6700万円を専決処分
- 2日 ・農用地土壌の放射性物質調査を開始
- 3日 ・鹿野道彦農林水産大臣が山形市内の避難所や天童市の救援物資集積所を視察
- 4日 ・水道水の放射性物質検査について、山形市（衛生研究所）及び米沢市に加え県内12か所で概ね週1回の検査を開始（～6月8日）
- 5日 ・災害対応に係る市町村担当課長意見交換会を開催
- 6日 ・県産品（農産物や加工食品、工業製品など）輸出に関する相談窓口を設置
- 7日 ・午後11時32分頃宮城県沖を震源とするM7.2の地震が発生。県内において震度5弱を観測
- 8日 ・中国において、本県を含む12都県の食品や農産物の輸入禁止
- 11日 ・東京銀座の県アンテナショップで知事と県出身の著名人が参加し、震災復興を応援する募金活動とチャリティー販売を実施
 - ・北海道東北地方知事会が臨時知事会議を東京で開催。「復興に向けたアピール」と「国への要望」を採択し政府等への要請活動を実施
 - ・県と市町村職員による県被災地広域支援隊を岩手県・宮城県に派遣（～8月12日）
- 12日 ・山形新幹線が32日ぶりに全線復旧（暫定ダイヤ）
- 15日 ・宮城県の要請を受け、被災建築物応急危険度判定のため、県職員及び市町村職員の判定士（延べ60人・日）を宮城県に派遣（～4月22日）
- 16日 ・県内の避難所に避難している避難者（約1,200人）が、県内の旅館・ホテルへの2次避難を順次開始
- 18日 ・隣県の被災地支援などのため、県災害対策本部の設置要件を「震度6弱以上」から「震度5弱以上」に変更
 - ・県工業技術センターにおいて、県内企業が製造した工業製品に対する放射線の簡易測定を無料で開始
 - ・平成23年度山形県市町村教育委員会教育長会議を県庁で開催。大震災で被災した児童生徒の受け入れ等について意見交換
- 20日 ・本県への避難者に対する借上げ住宅の提供について、第1回目の募集を実施（～5月20日）
- 21日 ・水道水の放射性物質検査を実施していなかった県内17水道事業体で検査を実施

- 22日 ・ 県内全市町村を対象に空気中（地上50cm及び1 mの高さ）の放射線量の測定を実施（～27日）
- ・ 県内8市において地面表層の土壌を採取し放射線量の測定を実施
- ・ 東日本大震災義援金配分委員会を県庁で開催。被災遺族に対する第一次配分計画を決定
- ・ 県出身の女子プロレスラー井上京子氏が東日本大震災復興チャリティー興行のPRのため来県し知事を表敬訪問。併せて、井上選手を「やまがた特命観光・つや姫大使」に任命し委嘱状を交付
- 23日 ・ 県内に避難している福島県民の二次避難先への集団移転が完了。二次避難所となるホテル・旅館への移転者は約850人
- 26日 ・ 震災の影響で激減している観光客を呼び戻すため、県と関係団体が一丸となって「がんばろう東北！がんばろう山形県！観光誘客キックオフイベント」を開催（山形市・霞城セントラル）
- ・ 震災の影響で腐敗した宮城県の水産加工品を処分するための受入が山形県内の最終処分場（6か所）で開始（～6月24日）
- ・ 牧草等の放射性物質の含有量を把握するため、粗飼料中の放射性物質調査を県内4地域（4か所）において実施
- 27日 ・ 東日本大震災に伴い、2011年産米の作付けが一部で不可能になった宮城県と調整し、2,480トンを肩代わり生産することを決定
- 30日 ・ 県総合運動公園に開設していた救援物資の一時集積配分拠点施設の指定を解除

5月

- 2日 ・ 知事と県内の商工会議所会頭等との懇談会を開催。東日本大震災後の本県の取組状況等について意見交換
- 6日 ・ 山形県体育館避難所を閉鎖
- 9日 ・ 「東日本大震災復興支援山形県会議」を設置し、第1回会議を開催
- 11日 ・ 平成23年度市町村長会議を県庁で開催。東日本大震災への対応や平成23年度の県政運営について意見交換
- 16日 ・ 今年のゴールデンウィーク期間中に県内の主要観光地やイベントを訪れた観光客数を公表。約51万人で前年に比べ12万1千人減（前年比80.8%）
- 18日 ・ 県議会5月臨時会に提案する補正額44億9,500万円の一般会計補正予算案を発表
- ・ 置賜浄化センターを皮切りに、山形、村山、庄内の各浄化センターにおいて、下水汚泥について放射性物質の測定を開始
- 22日 ・ 原発事故を受けて中国が食品輸入禁止規制の対象としている12都県から山形県と山梨県を除外することについて温家宝首相が表明

- 23日 ・ 県議会 5 月臨時会で東日本大震災の対策について話し合う特別委員会の設置を可決
- ・ 本県への避難者に対する職員公舎と借り上げ住宅の提供について、第 2 回目の募集を実施（～6 月30日）
- ・ 県内への避難者に対する情報提供を充実させるため、県ホームページに「避難者支援サイト」を開設
- ・ 原発事故により本県へ避難してきた児童生徒を一定数受入れている小中学校13校に対し、常勤講師、非常勤講師計17人を配置する方針を決定
- 25日 ・ 東日本大震災の被災者を対象に、県内旅館・ホテル等に滞在し、リフレッシュしてもらいながら、二次避難先の選択を支援する被災者支援ツアーを実施（9月30日まで164回、6,871人が利用）
- 27日 ・ 「がんばろう東北さくらんぼ元気キャンペーン」のキックオフイベントを開催（山形市・山形国際交流プラザ）
- ・ 置賜地区の小学校 2 校で清掃前のプール水に含まれる放射性物質の測定を実施
- 31日 ・ 吉村知事を始めとした東北地方日本海側 4 県（青森県・秋田県・山形県・新潟県）の知事等が関係省庁等を訪問し、東日本大震災からの復興に関する提案活動を実施
- ・ 庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会の幹事会・津波対策部会を庄内総合支庁で開催。これまでより地震規模の大きいM8.5を想定した避難訓練の実施を決定

6 月

- 2日 ・ 県、ジェットロ山形、山形県経済国際化推進協議会等の連携により「放射線風評下における輸出対策セミナー」を開催（山形市・山形グランドホテル）
- 3日 ・ 東日本大震災後から 4 月末までの酒田港の利用状況を公表。入港した貨物船は137隻で前年同期に比べ55隻、67.1%の増
- ・ 山形大学屋上排水口からの高濃度の放射性物質検出を受け、県庁駐車場と県衛生研究所屋上の側溝から採取した汚泥の放射能濃度測定を実施。9日には山形市内の道路側溝等の堆肥物を測定
- 5日 ・ 村山地区（1校）、置賜地区（1校）の小学校で、新しく入れたプール水に含まれる放射性物質の測定を実施
- 6日 ・ 県内への避難者に対する情報提供を充実させるため、携帯電話向けの「避難者支援情報メールマガジン」を開始
- 13日 ・ 水道水の放射性物質検査について、週 1 回の検査を12か所から20か所に拡大（～12月28日）
- ・ 台湾外交部が本県を含む東北 5 県（青森、秋田、岩手、宮城、山形）に対する渡航勧告「退避勧告」の解除を発表
- ・ 宮城県からの要請を受け、農業土木に関わる技術職員の派遣を実施。平成24年 3 月末まで延べ136人を派遣
- 14日 ・ 空間放射線量を 6 月から県内全35市町村で月 2 回定期的に測定することを発表
- ・ 「東北復興支援 やまがた夏の観光キャンペーン～山形に泊まって遊んで夏得キャンペーン～」キックオフイベントを開催

- 15日 ・二次避難及び借上げ住宅等の対象を福島県全域からの避難者に拡大。これに伴い入居募集期間を7月29日まで延長
- 17日 ・県内の海水浴場の放射線量等の状況を把握するため、海水の放射能濃度と砂浜の空間放射線量の調査を実施
- 20日 ・高速道路の無料化実験、土日祝日上限1,000円の割引制度が19日で終了。これに替わり、被災者の高速料金無料化がスタート
- 22日 ・県議会6月定例会が開会。東日本大震災への対応策を盛り込んだ16億8,400万円の一般会計補正予算案など15議案を提案
- 23日 ・県内で井戸水をプール水として利用している幼稚園、保育所、学校及び遊泳施設で放射性物質検査を開始。結果、国が定めた水浴場の指針の目安を下回った
- 28日 ・山形市及び米沢市の公園の砂場の放射線調査を実施
- 30日 ・二次避難所や県の借り上げ住宅等への移転に伴い、県内最大の避難所となっていた山形市総合スポーツセンターの避難所が閉所

7月

- 8日 ・山形県議会が「東日本大震災を踏まえた新しい東北地方・山形県のあり方について」を提言
- 9日 ・山形新幹線が約4か月ぶりに通常運行を再開
- 12日 ・秋田市で開催された全国知事会議で、本県知事と滋賀県知事が「卒原発」を共同で提唱
- 13日 ・県立学校におけるプールサイドの放射線量の調査を実施（13日に2校、15日に1校）
- 14日 ・「放射性物質汚染稲わら」の問題を受け、県内の飼養農家に対する飼料管理の注意喚起、粗飼料の管理・給与状況調査、県産牛肉の放射線検査の強化を発表
 - ・高濃度の放射性物質が含まれる稲わらを給与された福島県産牛肉の県内への流通を発表。その後、宮城県産等の流通も判明
- 20日 ・吉村知事と平県議会議長が国等に対し、放射性稲わらに関する緊急要望や平成24年度に向けた国の施策等に対する提案活動を実施
- 22日 ・山形県震災被災者就農・営農支援センターを設置。震災被災者へ営農等の支援、相談、情報提供などを行う
- 24日 ・ルース駐日米国大使が家族と共に山寺を観光し、日本の観光地の安全性をアピール。その後、山形市内のホテルにて知事、山形市長と会談
- 25日 ・県産牛肉について、全国で初めて出荷前の放射性セシウムの全頭検査を実施
 - ・JA山形中央会が知事に県産牛肉の風評被害に関する対策を国に申請するよう求める要請書を提出
 - ・県外からの避難者に対しきめ細やかな情報提供を行うため、各総合支庁に「避難者相談窓口」を設置
 - ・平成23年度市町村・消防本部危機管理主管課長会議及び消防防災主管課長会議を村山総合支庁で開催

- 28日 ・ 本県への避難者に対する借上げ住宅及び職員公舎の募集期間を9月30日まで延長
- 29日 ・ 汚染稲わら問題で、県内のJAグループが東京電力に対し風評被害による損害賠償を行うための協議会を設立
 - ・ 東日本大震災に伴う避難者数が28日現在で8,578人に急増（7月14日現在から約1,600人増）

8月

- 1日 ・ 県議会が国に対し「放射性物質汚染稲わら問題」に対する緊急要望書を提出
 - ・ 牛肉の全頭検査のため休場していた山形県食肉公社（山形市）の枝肉市場が約2週間ぶりに再開。4日には米沢食肉公舎（米沢市）の枝肉市場が約3週間ぶりに再開
- 5日 ・ 国の原子力損害賠償紛争審査会で「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」が決定され、汚染稲わらの流通が確認された本県はじめ17道県の牛肉の風評被害について新たに損害賠償の対象に追加
 - ・ 震災により被災し、県内の中学校、特別支援学校、高等学校に転入した生徒で一定の要件に該当する生徒に対し、1人当たり2万5千円の修学支援金を支給することを決定
- 8日 ・ 国の「米の放射性物質調査方針」を受け、本県における調査方針を発表
 - ・ 被災地の復興と県内避難者に対する支援活動の拠点となる「復興ボランティア支援センターやまがた」がNPOと県との協働により開設
- 9日 ・ 県と文部科学省による、航空機を使って上空から県内全域の放射性物質の測定を行う「航空機モニタリング調査」を開始（～15日）
 - ・ 県内への避難者に対する情報提供を充実させるため、県内の全避難世帯に対して医療・教育・子育て等に関する生活情報をダイレクトメールにより送付
- 11日 ・ 大震災に伴う避難者数が10,890人となり1万人を超える多くは福島県からの避難者（宮城794人、福島10,043人、その他53人）
 - ・ 被災地ののがれき処理の受入れについて県独自の放射性物質の基準値を設定説明会を県民、市町村、廃棄物処理業者を対象に開催 独自基準を設けた自治体は本県が初
- 12日 ・ 知事が細野内閣府特命大臣に対し「食と放射能に関する緊急提案」に係る提案書を提出
- 17日 ・ 高濃度の放射性物質に汚染された稲わらが肉牛に与えられていた問題で、県内の畜産農家が製造した牛ふん堆肥の放射性物質検査を開始
- 22日 ・ 平成23年度さくらんぼ観光果樹園の入込数を公表 平成23年度は総数361千人で前年度比216千人（37.4%）の減で、統計をとり始めた99年以降最少。東日本大震災や原発事故の風評被害が主な原因
 - ・ 原発事故に伴う本県への避難者を対象にした東京電力の説明会開催を前に、東電対策本部が米沢市長を訪問、陳謝
- 23日 ・ 原発事故に伴う避難者を対象にした東京電力の説明会が米沢市・南陽市で開催。説明会は31日まで、県内計10か所で実施
- 26日 ・ 県産米の放射性物質調査の予備調査を開始

9月

- 1日 ・ 原発事故による放射性物質の問題で、食用等に供されるめん羊、山羊及び鹿を飼育している県内農家等に対し、管理状況の聞き取り調査を開始
- 4日 ・ 平成23年度山形県・寒河江市合同総合防災訓練を実施
 - ・ 第23回日本一の芋煮会フェスティバルが馬見ヶ崎河川敷で開催。事前に食材の放射性物質検査を実施し「不検出」の検査結果を鍋の傍に掲示し安全をアピール
- 8日 ・ 文部科学省が航空機モニタリング調査の結果を発表。県内の空間放射線量及び放射性セシウムの沈着量ともに低いレベル
- 9日 ・ 県産米の放射性物質調査の予備調査の結果を発表。県内35市町村、44地点において放射性セシウムは全て不検出
- 12日 ・ 県産米の放射性物質調査の本調査を開始
 - ・ JA山形中央会が、放射性セシウムが検出された場合、不検出の米を優先出荷する方針を発表
- 13日 ・ 本県への避難者に対する借上げ住宅及び職員公舎の募集期間を10月31日まで延長
- 14日 ・ 「エネルギー政策に係る新たな戦略策定委員会」を設置し、第1回委員会を開催(山形市・自治会館)
- 19日 ・ 県産米の放射性物質調査の本調査の結果を発表調査した231地点全てにおいて放射性セシウム不検出。県内全ての米農家の新米出荷自粛を解除
- 21日 ・ 「つや姫」等晩生品種を対象とした本県独自の米の放射性物質調査となる「ブランド戦略調査」を開始
- 25日 ・ 庄内総合支庁管内市町合同地震・津波避難訓練を庄内5市町6箇所で開催。地震規模の想定を従来のM7.7からM8.5へ引き上げての訓練に約1,300人が参加
- 26日 ・ 野生きのこの放射性物質調査を開始
- 28日 ・ 本県独自の米の放射性物質調査となる「ブランド戦略調査」の結果を発表調査した60地点全てにおいて放射性セシウム不検出

10月

- 12日 ・ 野生鳥獣の肉の放射性物質調査を開始
- 14日 ・ 東京電力役員が福島第一原子力発電所事故のお詫びと事故対応の説明のため知事を訪問。県からは原子力災害に対する賠償への適切な対応を要請
 - ・ 県内への全避難世帯に対し、避難生活の実態や要望等に関するアンケート調査を実施
 - ・ 県内で大規模地震が発生した場合に県民の緊急避難や応急対策を円滑に実施できるよう県土整備部防災訓練を実施
- 17日 ・ 平成23年上期外国人旅行者県内受入実績調査の結果を公表。東日本大震災や原発事故の影響で1月～6月の受入延人数は34,955人で前年同期比66.1%

- 19日 ・洪水・土砂災害時や地震時における危機管理対応のため、市町村長等を対象とした「山形県防災
トップセミナー」を開催
- 21日 ・東京電力の担当者を招聘し、県内旅館業者を対象に、福島第一原子力発電所事故による観光業の
風評被害に関する損害賠償説明会を開催
- 27日 ・本県への避難者に対する借上げ住宅及び職員公舎の募集期間について、期限を定めず継続するこ
とを決定（借上げ住宅については、11月1日から山形市・米沢市・南陽市・高島町を除く地域に
おいて実施）

11月

- 1日 ・地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定を、一般財団法人山形県解体工
事業協会と締結
- ・食品と放射性物質をテーマに、内閣府食品安全委員会と共催でサイエンスカフェ型リスクコミュ
ニケーションを遊学館（山形市）で開催
- 4日 ・観光客の安心と誘客を図るため、県内主要観光地8箇所を対象とする空間放射線量の測定を開始
- 8日 ・山形県旅館ホテル生活衛生同業組合と東京電力との風評被害相談会を開催（年内4回開催 交渉
が継続）
- 14日 ・避難者を対象とした「冬のくらし・冬道の安全運転に関する講習会」を最上総合支庁にて開催（村
山・置賜・庄内地域においても順次実施）
- 15日 ・「東日本大震災からの復興」をテーマに第5回宮城・山形未来創造フォーラムを開催（山形市・
ホテルメトロポリタン山形）
- 17日 ・県内避難者の実態とニーズを把握するために実施したアンケート結果を公表
- ・「エネルギー政策に係る新たな戦略策定会議」の第2回会合を県庁で開催。中間取りまとめに向
け政策推進の基本方向や具体施策の展開等について協議
- 18日 ・大規模災害発生時に市町村設置の医療救護所に医薬品等を円滑に供給するため、平成23年度災害
時医薬品等供給業務訓練を実施
- 21日 ・県産牛肉に係る放射性物質の検査方法を「簡易検査（スクリーニング法）」へ移行
- 22日 ・原子力災害により屋内退避指示が発令された場合を想定した情報伝達訓練を、県内約450機関を
対象に実施
- 25日 ・県内への避難者に対する情報提供を充実させるため、山形での冬の生活の留意点をはじめとし、
各種問い合わせ窓口等をまとめた情報冊子『やまがた暮らし安心情報』を作成し、県内の全避難
世帯に対して送付。併せて20歳以下のお子様のいる避難世帯に子育て情報本『ママの本（特別編
集バージョン）』を送付

12月

- 12日 ・再生可能エネルギーの導入等を政策の柱とする新たなエネルギー戦略の平成23年度内の策定に向けて「県エネルギー戦略（仮称）」の中間とりまとめを公表
- 27日 ・知事が『避難者支援センター「おいで」（米沢市）』を訪問し、避難者や避難者を支援する団体と意見交換等を実施
- 28日 ・水道水の放射性物質検査について検査精度を高めるとともに、表流水を水源とする14地点は週1回、地下水を水源とする8地点は月1回の検査に見直し（平成24年1月4日～）

○平成24年

1月

- 18日 ・ 県内の中学校1校と県の6施設で、国際規制物資（放射性物質）の保有に関する手続きの不履行が判明 いずれの施設も放射線量は微量で、生徒・職員・周辺地域への影響は無し
- 19日 ・ 県が東京電力に対し、原発事故による本県観光業の風評被害の損害賠償について要請（昨年10月以来2回目）
- 20日 ・ 吉村知事と市川山形市長が山形市の避難者交流支援センターを訪れ、避難者らと意見交換
- 25日 ・ 原発事故による県内観光業の風評被害に対する県旅館ホテル生活衛生同業組合と東京電力との6回目の損害賠償交渉が行われ、東京電力側が「一部地域の一定期間を賠償対象に認める」とする案を提示

2月

- 10日 ・ 東日本大震災の復旧工事に伴う緊急対策として行われる設計労務単価の引上げ等に係る要望活動
- 14日 ・ 原発事故による県内観光業の風評被害に対する県旅館ホテル生活衛生同業組合と東京電力との7回目の損害賠償交渉で、組合側は東電が示した「米沢のみを賠償対象とする案」を受入れた。米沢以外の地域についての協議は今後も継続
- 16日 ・ 山形県観光協会との共催で、原発事故による風評被害を受けた県観光事業者等に対する第2回損害賠償説明会を開催（山形市・自治会館）。東京電力の担当者その他、文部科学省と経済産業省の原発事故担当者も出席 県内全域を賠償対象にするよう強く要望
- 17日 ・ 山形県危機管理調整会議を県庁にて開催 隣県等における大規模災害発生を想定した「山形県広域支援対策活動マニュアル」を策定
- 27日 ・ 山形肉牛協会が高品質牛肉の県統一銘柄「総称山形牛」の認定基準に、「放射性物質の不検出」を追加して実施

3月

- 5日 ・ 東日本大震災で県内に避難している児童・生徒の新年度の在籍予定の調査結果を公表（県教育庁調査）
- 6日 ・ 東日本大震災を受けて見直しを行った、新たな津波浸水域予測図を公表
- 11日 ・ 県内各地で東日本大震災一周年追悼・復興祈念式等が開催
- 16日 ・ 山形県産業構造審議会会長が「東日本大震災後の産業振興施策への提言」を知事に手交
- 21日 ・ 知事が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等に関する緊急要望活動を実施
- 23日 ・ 山形県防災会議を県庁にて開催 東日本大震災を受け修正した、新しい山形県地域防災計画を策定

30日 ・「山形県エネルギー戦略」を策定

4月

- 2日 ・環境省東北地方環境事務所長が県庁を訪れ、岩手県・宮城県の震災がれき計15万トン（既に処理している約5万トンを含む）の受け入れを要請。知事が引き続き協力を表明
- ・食品の放射性物質の基準の厳格化（平成24年4月～）に伴い、県実施の県産牛全頭検査においても新基準を導入。牛肉への新基準適用は9月末までの経過措置があるが、安全性をPRするため前倒しで実施
- 11日 ・原発事故に伴う風評被害に関し、吉村知事、今田県農協中央会会長、佐藤県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長が民主党陳情要請対応本部と文部科学省に対し、損害賠償の速やかな対応を求める要望活動を実施
- ・山菜の本格的な発生期を迎え、出荷前の山菜の放射性物質検査を開始
- 27日 ・東日本大震災による県外からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を1年延長し、3年間とすることを決定

5月

- 2日 ・放射性セシウムの新規制値を超える食品を各県ごとに並べた厚生労働省の発表資料の中で、規制値を超えたツキノワグマ肉が「農産物」と分類された事に対し風評被害を招くとして県が申し入れ、厚労省は「野性鳥獣肉」を新設し訂正
- 10日 ・村井宮城県知事が吉村知事を訪問 東日本大震災後の支援に謝意
- 14日 ・県内に流通する食品のうち、国が示した検査対象地域16都県で生産又は採取された農畜水産物及び本県を含む17都県で生産、採取された農畜産物を主原料とした加工食品について、放射性物質検査を開始
- ・平成24年のゴールデンウィーク期間中に県内の主要観光地やイベントを訪れた観光客数を公表約69万1,700人で前年に比べ13万9,000人増（前年比125.2%）
- 28日 ・大規模災害等の発生時、県全体を俯瞰した迅速かつ統括的な災害時医療体制を確保できるよう「山形県災害医療統括コーディネーター」を委嘱
- 30日 ・佐藤福島県知事が吉村知事を訪問。東日本大震災と原発事故による避難者受け入れに謝意

6月

- 4日 ・東日本大震災を教訓に学校や地域における防災教育の充実を図るための教材・啓発資料として、「地震編」、「津波編」、「風水害・土砂災害編」ごとに、それぞれ小学生用、中学生用、高校・一般用として計9種類を作成
- ・東日本大震災をうけて、災害に対する正しい知識を身につけ、習得した知識に基づいて的確に判断し、行動できる力を身につけさせる教育を推進するための「防災教育指導の手引き」を作成

- 5日 ・「子どものいのちを守る」防災教育指導者研修会を山形国際交流プラザ（山形市）にて開催東日本大震災を教訓に作成した地震や津波発生時の対処法を指導する「防災教育指導の手引き」を参加者へ配付
- 7日 ・原発事故に伴って要した費用について、県、32市町村、7事務組合が合同で、東京電力に対し、賠償請求を実施
- 8日 ・知事が東北地方の復興に向けた再生可能エネルギー導入促進等に関する緊急提案活動を実施
- 23日 ・やまがた元気プロジェクト「日本一の『さくらんぼ』祭り」のメインイベント開催（～24日）
・平野復興担当大臣が来県し、県庁にて福島県からの避難者や受入れ自治体と意見交換
- 25日 ・原発事故による観光業への風評被害について県旅館ホテル生活衛生同業組合と東京電力の9回目の交渉の場で、東京電力が福島県を除く東北全体を対象とした新・損害賠償基準案を提示

7月

- 13日 ・県内産「小麦」の放射性物質検査の結果、全て（県内3箇所）不検出であったことを受け、出荷自粛を解除
- 17日 ・知事と県議会議長が「平成25年度 国の施策等に対する提案」活動を実施

8月

- 1日 ・県内産「夏そば」の放射性物質検査の結果、全て（県内2箇所）不検出であったことを受け、出荷自粛を解除
- 6日 ・平成24年度県産米の放射性物質検査方針の概要を発表 国の検査方針に基づき県内約235地点で出荷前検査を3期に分けて実施する他、県独自の「ブランド戦略検査」も昨年に引き続き実施
- 7日 ・原子力災害により屋内退避指示が発令された場合を想定した情報伝達訓練を、県内全市町村、消防、病院、交通機関等を対象に実施
- 22日 ・平成23年度主要観光地における観光客入込数を公表。東日本大震災の影響や原発事故による風評被害により、平成23年度は総数35,399千人で前年度比4,035千人（10.2%）の減で、平成に入って以降最低
・平成24年度さくらんぼ観光果樹園の入込数を公表。平成24年度は総数478千人で、震災直後で激減した前年度に比べ117千人（32.2%）増加したが、震災前の水準までは回復せず
・原発事故による観光業への風評被害の損害賠償問題で、東京電力側が風評被害を認め、前回6月の案よりも賠償対象を拡大し、対象期間を7か月延長し11月までとする賠償案を東北5県の旅館ホテル組合に提示
- 31日 ・東日本大震災で巨大津波の被害があったことを受け、想定地震の規模を引き上げて作成したパンフレット「津波浸水域予想図」を公表

9月

- 2日 ・ 山形県・長井市合同総合防災訓練を長井市にて開催 長井盆地西縁断層帯を震源域とするM7.7の地震による震度6強を想定して訓練を実施
- 7日 ・ 東京電力と東北5県の旅館組合が原発事故の風評被害の損害賠償について、期間を平成23年3月から平成24年2月末、割合を逸失利益の5割で大筋合意
- 10日 ・ 避難者向け民間借上げ住宅の住み替えについて2世帯を初承認。4項目の例外基準を設け今後は福島県と協議のうえ個別検討へ
・ 県の放射性物質検査で今年4月に上山市と米沢市で捕獲されたツキノワグマが基準値を超えたことから、国の原子力災害対策本部が県内で捕獲されたツキノワグマの出荷を当分の間控えるよう指示
- 18日 ・ 平成24年産米の出荷前検査となる放射性物質検査（第3期）の結果、全て不検出であることを発表。これで県内全市町村で不検出となり、県内全域で米の出荷・販売が可能に
・ 東京電力の東北補償相談センター所長が県庁で知事と面談し、原発事故による県内観光業への風評被害に対する損害賠償案について報告
- 20日 ・ 災害発生時にFM放送の電波を利用し、住民に必要な情報を伝える臨時災害放送局の開設と運営の手法を学ぶ市町村向け研修会を、NPO法人東日本地域放送支援機構と協働で開催（村山総合支庁）。村山地域以外でも順次開催
- 25日 ・ 平成24年産米の放射性物質検査で「つや姫」などを調べるブランド戦略検査の結果、全て不検出であることを発表。これをもって今年の県産米の検査は全て終了し、結果は全検体で不検

10月

- 10日 ・ 震災に伴う避難生活が長期化する中、今後の避難者支援に資するため、県内の避難者全世帯（約3,900世帯）にアンケートを郵送
- 12日 ・ 県内産「秋そば」の放射性物質検査の結果、全て（県内12箇所）不検出であったことを受け、出荷自粛を解除
- 15日 ・ 災害時における危機管理の向上を図るため、市町村長等を対象とした「山形県防災トップセミナー」を開催（山形市・山形グランドホテル）
- 17日 ・ 大地震に伴い本県沿岸部で想定される津波被害の状況をコンピューターグラフィックスで映像化したDVDを公表
- 26日 ・ 大規模災害時に県内重要施設に対する国を通じての燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結

11月

- 2日 ・ 平成24年県内産「大豆」の放射性物質検査の結果、全て（県内16箇所）不検出であったことを受け、出荷自粛を解除

- 16日 ・ 東日本大震災復興支援県民会議を県庁にて開催。県内避難世帯を対象に実施したアンケート結果の説明や今後の支援等について意見交換
- ・ 避難者を対象とした「冬の暮らし講習会」を天童市総合福祉センターにて開催。12月中旬まで県内各地域において順次開催

12月

- 7日 ・ 宮城県三陸沖を震源とするM7.3の地震が発生。県内では米沢市などで震度4を観測したが、けが人や住宅等の被害は無し

○平成25年

3月

- 8日 ・ 東日本大震災に伴う県内への避難者数が7日現在で9,982人になったことを発表。避難者数が1万人を下回るのは平成23（2011）年7月28日以来、約1年7か月ぶり
- 11日 ・ 東日本大震災の発災から二年を迎え、避難者支援に携わるNPOやボランティア団体、地元市等で構成する山形・米沢の各実行委員会が主催し、東日本大震災の追悼・復興祈念事業を開催
- 14日 ・ 県企業局は、東京電力福島第一原子力発電所事故により生じた損害賠償について、同社が約685万円を支払うことで合意
- 18日 ・ 福島県の「うつくしま復興大使」が知事を表敬訪問。「ふくしまからのメッセージ」を知事に渡し支援に対するお礼を述べたほか、福島県の現状について説明
- 22日 ・ 県防災会議を県庁で開催。国の防災基本計画の修正内容（平成24年9月）、原子力災害対策指針の策定（平成24年1月10日）などを反映した山形県地域防災計画の修正案を審議・決定
・ 平成23年3月に発生した東日本大震災で被災した文化財等の救援・修復活動等を実施している全国29の団体・個人に対し文化庁長官感謝状を贈呈。県内では2団体（東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター及び山形文化遺産防災ネットワーク）が対象
- 27日 ・ 知事が、担当大臣等に対し、広域避難者への住宅支援の充実、風力発電促進に向けた送電網整備及び地方発の革新技術（バイオ技術を活用した人工クモ糸の合成）実用化支援について提言活動を実施
・ 県企業局は、東日本大震災を踏まえ、工業用水道を管理運営する東北6県の16事業者間で、被災時に各事業者が単独では工業用水道を緊急復旧できないケースを想定し、災害時の相互応援協定を締結。本県の事業者は県企業局のほか東根市、小国町で、4月1日から施行

4月

- 1日 ・ 東日本大震災に伴って設置した県災害対策本部を廃止。同本部内の県広域支援対策本部を独立し存続。県災害対策本部は震災直後の平成23年3月13日に設置、震災から2年が経過し、役割を終えたと判断
- 16日 ・ 宮城県の村井嘉浩知事が来県。吉村知事に、東日本大震災による災害廃棄物の受入についての謝意を伝えるとともに感謝状を贈呈

5月

- 7日 ・ 東日本大震災による福島県からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を平成27年3月31日まで延長することを決定（ただし平成24年4月2日以降の入居者は最長3年間）
- 14日 ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状受賞団体が決定。全国で1,458団体、県内では157団体が受賞し、受賞数は本県が最多

- 28日 ・平成23年3月に発生した東日本大震災の復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に進めるために平成24年度から被災県に職員を派遣した地方公共団体37団体及び派遣された職員45名に対し文化庁長官感謝状を贈呈。県内では2団体（本県及び山形市）及び3個人が対象

6月

- 17日 ・福島・山形両県のそれぞれの子育て支援者が連携のうえ、避難者に対する帰県後の継続的なサポートと、現在両県に離れて暮らしている親子（家族）への一体的なサポートを行えるようにすることを目的に実施している「やまがた・ふくしま子育て支援交流事業」の第1回目となる「山形・福島避難者支援研修交流会」を、山形・福島両県の子育て支援団体・関係者を対象に、山形市男女共同参画センターファーラ（山形市）で開催

7月

- 11日 ・大規模災害発生時における自治体等のトップとしての対応について考える機会とするため、市町村長等を対象とした平成25年度「トップフォーラムin山形」を山形テルサ（山形市）で開催。市町村長又は副市町村長、防災関係機関のリーダー等約170名が参加
- 25日 ・大規模災害時にも自治体の業務を円滑に行うため、公益財団法人山形県建設技術センターと、「技術職OBによる災害支援に関する協定」を締結。「山形県災害復旧支援エンジニア制度」が効果的に運営されるよう、県が技術職OB職員の制度登録が進むよう協力するほか、被服貸与を行う内容

8月

- 8日 ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の設立総会を村山総合支庁（山形市）で開催。東日本大震災により県内に避難されている方々への中長期的な支援について、行政機関、関係機関、NPO・ボランティア団体等の避難者支援団体が情報を共有し、相互に連携・協働しながら避難者のニーズに対応したきめ細やかな支援を行うことを目的として設立

9月

- 1日 ・山形県・鶴岡市合同総合防災訓練を鶴岡市にて開催。庄内地域を震源とするM8.5の地震発生による震度6強の揺れ等を想定して訓練を実施 津波を想定しての訓練は初
- 12日 ・東日本大震災による岩手県及び宮城県からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を1年再延長し、4年間とすることを決定
- 27日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した経費の損害賠償について、県と東京電力株式会社の間で、平成22・23年度分の支出が確認されたものについて一部合意（第1回）。一部合意の主な内容は、放射性物質検査費用（食品、水道水、農畜産物、下水汚泥等）、空間放射線量検査費用で、金額は240,943,588円

10月

- 23日 ・東日本大震災に伴い本県に避難した2,420世帯を対象に平成25年度避難者アンケート調査を実施。生活資金、住まいに関する不安が増加、約8割の避難者が心身の不調を感じている、定住希望者の比率が増加、約9割が県内支援を評価している等の調査結果を公表

11月

- 29日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に伴って平成24年度に要した費用等について、県、15市町村、4一部事務組合が東京電力(株)に対して損害賠償を請求 請求額は県が約1億8,593万円、15市町村が合計で約5,112万円、4一部事務組合が合計で262万円。県の請求内訳は放射線対策のための測定機器購入経費、農畜産物等の放射性物質検査経費、風評被害対策経費、避難者支援経費等

12月

- 13日 ・東日本大震災への対応等について、新潟・福島・山形三県知事会議が、復興庁、文部科学省、厚生労働省へ要望活動を実施
- 16日 ・谷復興副大臣が来県し、福島県から避難されている方及び避難者支援団体との意見交換等を実施
- 18日 ・避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより今後の避難者支援施策に資するため、知事と震災避難者との意見交換会を置賜総合文化センター(米沢市)で開催

○平成26年

1月

- 23日 ・避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより今後の避難者支援施策に資するため、知事と震災避難者との意見交換会を山形市総合スポーツセンターで開催

2月

- 17日 ・災害発生時における高齢者や障がい者等の「要配慮者」への支援のあり方について、県の基本的な考え方を取りまとめた「災害時要配慮者支援指針」を策定。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成17年に策定した「災害時要援護者支援指針」を全面改定

3月

- 11日 ・東日本大震災の発災から三年を迎え、避難者支援に携わるNPOやボランティア団体、地元市等で構成する山形・米沢の各実行委員会が主催し、東日本大震災の追悼・復興祈念事業を開催

6月

- 2日 ・県は、東日本大震災による福島県からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を平成28年3月31日まで延長することを発表

7月

- 11日 ・県は、東日本大震災による岩手県及び宮城県からの避難者に対する民間借上げ住宅等の入居期間を延長し、5年間とすることを発表

8月

- 8日 ・東日本大震災に伴う県内への避難者数が8月7日現在で4,913人になったことを発表。避難者数が5千人を下回るのは、この方法で調査を開始した平成23（2011）年6月以来初
- 26日 ・国土交通省が、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」において、日本海側における統一的な「津波断層モデル」を公表。日本海側は太平洋側よりも、地震の規模に比べて津波が「高く」なりやすく、また、到達時間も「短い」特徴があると指摘。本県については、津波の最大の高さは、がけ地で13.6m、平地で9.6m、津波の第1波の到達時間は最短で1分と想定

9月

- 7日 ・山形県・尾花沢市合同総合防災訓練を尾花沢市にて開催。山形盆地断層帯を震源とするM7.8の地震発生による震度6強の揺れ等を想定して訓練を実施防災関係機関、地域住民など、82機関約1,000名が参加

- 11日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に伴って平成25年度に要した費用等について、県、15市町村、4一部事務組合が東京電力㈱に対して損害賠償を請求 請求額は県が約1億2,226万円、15市町村が合計で約8,603万円、4一部事務組合が合計で207万円 県の請求内訳は放射線対策のための農畜産物等の放射性物質検査経費、風評被害対策経費、避難者支援経費等

10月

- 20日 ・原子力発電所の事故の情報をいち早く把握し、必要な対応をとれるようにする必要があることから、東北電力株式会社と、女川原子力発電所に係る情報連絡に関する「原子力発電所に係る県民等の安全確保のための情報連絡等に関する覚書」を締結
- 24日 ・東日本大震災に伴い本県に避難した1,706世帯を対象に平成26年度避難者アンケート調査を実施。生活資金に関する不安が最多、約8割の避難者が依然として心身の不調を感じている、約9割が県内支援を評価している等の調査結果を公表

11月

- 10日 ・山形県防災会議を県庁で開催し、国の防災基本計画の修正内容（平成26年1月）などを反映した、山形県地域防災計画の修正案を審議・決定

12月

- 1日 ・災害発生時において被災者に対する生活必需品等の供給が確実にできる体制を強化するため、NPO法人コメリ災害対策センターと「災害時における物資供給に関する協定」を締結（県と事業所等との物資供給関係の災害時対応協定は13協定16団体と締結）
- 4日 ・8月に政府の調査検討会が日本海側の最大クラスの津波断層モデルを発表したことを受け、山形県が実施する津波浸水想定・被害想定に関し、専門的な見地から評価を行うことを目的に「第1回山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会」を県庁で開催
- 17日 ・内堀福島県知事が、就任の挨拶及び避難者受入等支援に対する謝意を伝えるため吉村知事を訪問。その後、内堀福島県知事は、山形市総合スポーツセンター（山形市）で、福島県から本県への避難者と懇談
- 22日 ・避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより今後の避難者支援施策に資するため、知事と震災避難者との意見交換会を置賜総合文化センター（米沢市）で開催

○平成27年

1月

- 6日 ・避難されている方々から幅広い意見を伺うことにより今後の避難者支援施策に資するため、知事と震災避難者との意見交換会を山形市総合スポーツセンターで開催

2月

- 16日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した経費の損害賠償について、県と東京電力株式会社の間で、平成22・23年度分の支出が確認されたものについて一部合意（第2回）。一部合意の主な内容は、避難児童生徒受入校への非常勤講師等の配置費用、放射性物質検査費用（農畜産物等）で、金額は83,835,513円

3月

- 11日 ・東日本大震災の発災から4年を迎え、避難者支援に携わるNPOやボランティア団体、地元市等で構成する山形・米沢の各実行委員会が主催し、東日本大震災の追悼・復興祈念事業を開催
- 17日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した経費の損害賠償について、県と東京電力株式会社の間で、平成22・23年度分の支出が確認されたものについて一部合意（第3回）。一部合意の主な内容は、避難児童に係る保育所運営費用、放射性物質検査費用（農畜産物等）で、金額は20,223,777円
- 30日 ・福島第一、第二原子力発電所事故に係る放射線対策及び避難者支援等に要した経費のうち平成22・23年度分の損害賠償について、東京電力株式会社との直接交渉では、第3回の一部合意以上の合意が見込めないと判断し、県議会2月定例会において「和解のあっせんの申立て」に係る議決を経て、原子力損害賠償紛争解決センターへ和解仲介手続申立書を提出。申立額は、203,307,288円、主な申立内容は、県産稲わら緊急確保のための補助、農業・観光業の風評被害対策経費、肉用牛放射線検査施設整備のための補助、職員の時間外勤務手当（放射性物質検査業務を除く）